

平成22年6月2日
総社市議会規則第1号

総社市議会傍聴規則

総社市議会傍聴規則（平成17年総社市議会規則第2号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

（傍聴券の交付）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

（傍聴券）

第4条 傍聴券は、会議当日傍聴受付で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券の交付を受けた日に限り傍聴することができる。

（傍聴券の提示）

第5条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

（傍聴券の返還）

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

（傍聴人の定員）

第7条 一般席の定員は、45人（うち2人は、車いすを用いる者とする。）とする。

（傍聴席以外への入場禁止）

第8条 傍聴人は、傍聴席以外には入ることができない。ただし、報道関係者で写真、映画等を撮影しようとするため特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（傍聴席に入ることのできない者）

第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類を携帯している者
- (4) 酒気を帶びていると認められる者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (3) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (4) 楽器の類、音響装置の類その他により騒音を発する行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話の使用をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の許可)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。